

佐賀県老人福祉法施行条例をここに公布する。
平成25年 3月25日

佐賀県知事 古 川 康

◎佐賀県条例第21号

佐賀県老人福祉法施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、老人福祉法(昭和38年法律第133号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

(養護老人ホームに係る県基準)

第3条 法第17条第1項の規定により条例で定める養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営についての基準(以下「県基準」という。)のうち養護老人ホームに係るものは、養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(昭和41年厚生省令第19号。第11条第3項第15号を除く。)で定める基準とする。

(特別養護老人ホームに係る県基準)

第4条 県基準のうち特別養護老人ホーム(特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第46号)第32条に規定するユニット型特別養護老人ホームを除く。)の一の居室の定員は、1人とする。

2 前項の規定にかかわらず、市町の意見を聴いた上で知事が必要と認めた場合は、一の居室の定員を2人以上4人以下とすることができる。この場合において、当該居室は、入所者の生活の平穩を害することのないよう配慮するとともに、容易に個室に転換することができる構造とするものとする。

3 前2項に定めるもののほか、県基準のうち特別養護老人ホームに係るものは、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準で定める基準とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(特別養護老人ホームに関する経過措置)

2 この条例の施行の際現に存する特別養護老人ホーム(基本的な設備が完成しているものを含み、この条例の施行の日以後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)における第4条第1項の規定の適用については、同項中「1人」とあるのは「4人以下」とし、同条第2項の規定は適用しない。

3 前項の規定にかかわらず、昭和62年3月9日前から存する特別養護老人ホーム(この条例の施行の日以後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)における第4条第1項の規定の適用については、同項中「1人」とあるのは「8人以下」とし、同条第2項の規定は適用しない。